

国税庁が非上場株式評価を本格見直しへ

2026 年 4 月、国税庁は「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を設置し、非上場株式の評価方式の抜本的見直しを検討し始めました。公表資料では、現行制度に関して次のような具体的な実態と問題点が明確に示されています。

【1】「非上場株式の評価方法」を本格的に見直しへ

①類似業種比準価額は純資産価額の約 27%にとどまる(中央値ベースの比較)

➡一般的に、類似業種比準価額が純資産価額よりも低く計算されることは業界では「常識」ですが、各評価方式の間で 1 株当たりの評価額に乖離が生じている点について問題視しています。類似業種比準価額の計算では、配当・利益・純資産の 3 つの比準要素で比較します。資料によれば、調査対象の約 82%が直近 2 期で配当を行っていないとのこと。

配当ゼロということは 3 つの各比準要素のうち 1 つが 0 で評価されるので、比準要素の係数が実質的に 2/3 倍となっている点も影響しているという指摘です。

②純資産価額に対する申告評価額(=申告に際し、実際に採用された単価)の分布を見ると、その中央値は大会社で約 0.32 倍、中会社で約 0.50 倍、小会社で約 0.61 倍となっている

➡評価会社の規模が大きい区分ほど評価額が相対的に低く計算される傾向について問題視しています。

補足しますと

①は類似業種比準価額÷純資産価額で計算、②は申告評価額÷純資産価額で計算しています。非上場株式の株価評価額は、その会社の規模に応じて類似業種比準価額と純資産価額のいずれか低い評価額又は両評価方法を折衷して計算します。一般的に、会社の規模が大きいほど評価額の低い類似業種比準価額のウェイトが高くなるので、評価の公平性が確保されていないのではないかという指摘です。

③配当還元方式計算で用いる還元率 10%は、通達制定時(昭和 39 年)の金利等を参考に設定されたものである

➡配当還元方式では、配当金の額を還元率で割り返して計算します。

現在の還元率 10%は通達制定当時の金利や市場利回り等をベースに設定された数値であり、その後全く見直されていないため、現在の社会経済と合っていないことを問題視しています。仮に現在の還元率を 2%とした場合、10%で割り返した場合と比べて評価額は $10\% \div 2\% = 5$ 倍に跳ね上がる計算になります。

【2】 国税庁が指摘している「評価圧縮スキーム」とは

また、国税庁は、評価額を意図的に下げるスキームとして次の類型を列挙しています。

①グループ内で収益性の高い資産を移転して親会社の評価額を低下させる手法

➡グループ法人税制適用のもとで、土地や株式などの資産を子会社へ移転することで親会社の評価額を意図的に低下させ、相続・贈与時の評価を圧縮する手法です。移転先の子会社等を類似業種比準価額で評価できる場合、評価額はさらに下げられる可能性があります。

②種類株式(無議決権株式)を利用して配当還元方式を濫用する手法

➡非上場株式の評価では、議決権の割合が低い少数株主については例外的な配当還元方式で評価することが認められています。これを悪用する形で無議決権株式を大量に発行し、議決権割合を操作する手口が指摘されています。

③本来の超過収益力を役員報酬等の過大支払で社外に流出させる手法

➡所有と経営が分離していない非上場会社では、配当を出さずに本来会社に残るべき超過収益力を役員報酬や関連会社への支払いで外部に流出させ、利益や内部留保額(純資産)を減らして評価額を引き下げることが、事実上可能となっています(過大役員報酬については、株式評価額の論点とは切り離して法人税においても否認リスクがあります)。

当局は、これらは現行制度の「抜け道」として機能していると見ており、今後の通達や運用の見直しでは正される可能性が高まっています。

【3】 改正時期等について

現時点では、具体的な改正内容や適用時期は未確定です。実際に制度改正される前に、税制大綱への掲載やパブリックコメント募集の手続きを経ることになり、過去の事例を踏まえると、早くても令和10年度からの適用が現実的と考えられます。

なお、**通達が改正された場合は、広く一般の中小企業にも影響を及ぼす可能性が高く、評価額は上昇する見込み**です。

今後の改正動向を注視する必要がありますが、令和8年度中は現在の通達で評価して贈与できます(おそらく令和9年度も現行制度下で可能)。

自社株の評価についてはお気軽にお問い合わせください。

出典:国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(第1回)」資料 2026年4月20日付

(相続事業部 税理士 大宮拓郎)